

産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準

(平成2年12月12日環境局長決裁)

第1 趣 旨

この基準は、仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成2年12月18日仙台市告示第377号。以下「指導要綱」という。）第13条の規定により、産業廃棄物処理施設及び処理業用施設（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）の立地等に関し必要な事項を定める。

第2 定 義

この基準における用語の意義は、指導要綱並びに次に定めるところによる。

- (1) 準ずる施設 法第14条第6項ただし書きの「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者が設置する施設」をいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校をいう。
- (3) 病院等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5の病院又は診療所をいう。
- (4) 図書館 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項の図書館をいう。
- (5) 博物館 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条の博物館
- (6) 社会福祉施設等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の「社会福祉事業」による施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の保育所をいう。

第3 立地環境

産業廃棄物処理施設等の位置の設定に当たっては、次の立地環境を満たすこと。ただし、(1)から(3)までの規定は、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を当該排出事業場の敷地内で処分するために設置しようとする場合及び産業廃棄物の処理施設に準ずる施設として使用されている施設を処理業の用に供する施設とする場合を除く。

- (1) 学校、病院等、図書館、博物館及び社会福祉施設等に係る土地の敷地境界からの距離が、おおむね100m以上であること。
- (2) 最終処分場にあつては、住居、店舗及びこれらの兼用建物に係る土地の敷地境界からの距離が、おおむね50m以上であること。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域並びに第二種中高層住居専用地域の各地域（以下「住居専用地域」という。）及び第一種住居地域、第二種住居地域並びに準住居地域の各地域（以下「住居地域」という。）を含まないこと。
- (4) 自然環境の保全の必要がある次の地域等を原則として含まないこと。
 - イ 自然公園
 - ロ 自然環境保全地域、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
 - ハ 緑地保全地域及び特別緑地保全地区
 - ニ 鳥獣保護区特別保護区
 - ホ 風致地区

- へ 生息地等保護区
 - ト 保存緑地（杜の都の環境をつくる条例関係）
 - チ 環境保全区域（広瀬川の清流を守る条例関係）
- (5) 災害の防止等の必要がある次の区域等を原則として含まないこと。
- イ 保安林，保安林予定森林，保安施設地区及び保安施設地区予定地区
 - ロ 河川区域
 - ハ 急傾斜地崩壊危険区域
 - ニ 砂防指定地
 - ホ 地すべり防止区域
 - へ 海岸保全区域
- (6) 公共施設として土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。
- (7) 文化財保護の必要がある場所を原則として含まないこと。
- (8) 農業振興地域内の農用地区域を原則として含まないこと。
- (9) その他市長が生活環境の保全又は災害の防止の観点から不相当と認める場所を含まないこと。

第4 立地要件

産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては，次の立地要件を満たすこと。ただし，構造若しくは規模の変更の場合にあたっては，市長が必要ないと認めたものは，この限りでない。

- 1 産業廃棄物処理施設等に係る土地の使用権原等
産業廃棄物処理施設等の設置等に係る土地等について，次の要件を満たすこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設等に係る土地を貸借等により使用しようとするときは，当該土地の使用権原が得られ，かつ，取り扱う産業廃棄物の種類，処理方法その他の事項について，土地所有者の同意が得られること。
 - (2) 産業廃棄物処理施設等に係る土地までの搬入道路を貸借等により使用しようとするときは，当該搬入道路の使用権原が得られ，かつ，産業廃棄物の搬入車両の通行について，当該搬入道路の所有者及び管理者の同意が得られること。
- 2 関係者の同意
指導要綱第12条第2項第16号に掲げる範囲の者について同意が得られること。
- 3 関係法令の規制
関係法令の規制を受けている場合には，関係法令による許可等が得られるものであること。

附 則（平成24年3月30日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は，平成24年4月1日から実施する。